

香川県条例第28号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当) 第24条の7 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>9,850円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3～5 略	(義務教育等教員特別手当) 第24条の7 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>11,700円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3～5 略

第2

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当) 第24条の7 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3～5 略	(義務教育等教員特別手当) 第24条の7 略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>9,850円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3～5 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。